

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成26年9月19日 午後1時29分～午後2時36分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長 橋口博文
副委員長 成川幸太郎
委員 上野一誠
委員 井上勝博
委員 佃昌樹

委員 川添公貴
委員 福元光一
委員 中島由美子
委員 帶田裕達
委員 森満晃

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 瀬尾和敬

○その他の議員

議員 江口是彦
議員 川畑善照
議員 杉菌道朗
議員 福田俊一郎
議員 森永靖子

議員 新原春二
議員 徳永武次
議員 持原秀行
議員 小田原勇次郎
議員 下園政喜

○説明のための出席者

危機管理監 新屋義文
防災安全課長 角島栄

原子力安全対策室長 遠矢一星

○事務局職員

事務局長 田上正洋
議事調査課長 道場益男

課長代理 南輝雄
主幹兼議事グループ長 瀬戸口健一

○審査事件

1 陳情第6号 川内原発1・2号機再稼働同意に反対する陳情書

- ・ 審査の取扱いについて

2 (平成25年受理分)

陳情第6号 川内原発再稼働反対を求める陳情

陳情第7号 すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発1・2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書

陳情第8号 川内原発3号機増設計画の白紙撤回を求める陳情

陳情第9号 川内原発1号機・2号機の再稼働に反対し、廃炉を求める陳情書

陳情第10号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書

陳情第11号 原子力発電推進から脱却し、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書

陳情第12号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情

陳情第13号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情

陳情第14号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

陳情第15号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

(平成26年受理分)

陳情第2号 川内原子力発電所1・2号機の日も早い再稼働を求める陳情

陳情第6号 川内原発1・2号機再稼働同意に反対する陳情書

(1) 住民説明会の概要について

(2) 避難計画の充実・強化支援に係る国派遣職員について

△開 会

○委員長（橋口博文）ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員（佃 昌樹）前回の終わるときに、委員長のほうから規制委員会の参考人招致をということで話がありました。後でまた、規制委員会の説明会の件については議題には上がっているようですが、ないかな。住民説明会の概要についてですね。その規制委員会の参考人招致はどのようになっているのか、議題に上がってないからお聞きしたいと思います。

○委員長（橋口博文）原子力規制庁の参考人招致については、現在、日程の調整を行っているところです。日程がわかり次第、皆さんにお知らせしたいと思っております。

お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在、3名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において、随時許可いたします。

△陳情第6号 川内原発1・2号機再稼働
同意に反対する陳情書

○委員長（橋口博文）それでは、今回付託されました陳情第6号川内原発1・2号機再稼働同意に反対する陳情書を議題といたします。

まず、陳情の内容を確認するため、陳情文書表を書記に朗読させます。（朗読内容は省略、巻末に陳情文書表を添付）

△審査の取扱い（参考人招致の必要性）

○委員長（橋口博文）それでは、審査の取り扱いについて協議したいと思いますが、まず、参考人招致により陳情者から願意を聞く必要があるかについて協議いただきたいと思います。御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）これまでどおり、参考人を呼んでいろいろ聞きたいと思います。

○委員長（橋口博文）ほかにありませんか。

○委員（上野一誠）いよいよ議会の判断ということも問われている時期だというふうに思いますが、我々は、これまで賛成反対、陳情については参考人を呼んできているということが、委員会のよりよい市民の声を聞くという意味では、これも同じように参考人を呼ぶ必要があるんじゃないかと思います。

ただ、やはり参考人を呼ぶ際、できるだけ日程調整をある程度お考えいただいて、早い段階で参考人を招致していただけるようお願いしたいと思います。

○委員長（橋口博文）それじゃあ、ただいま二人の意見で参考人招致したいということですので、本陳情については陳情者を参考人招致したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

参考人招致が決まりましたので、次に招致日程について協議いたします。

招致日程としては、9月25日の午後1時30分で調整できるのではと考えておりますが、このように取り扱うことで御異議ありませんか。

○委員（井上勝博）それは、もう調整もつけてあるということですか。

○委員長（橋口博文）本人がそういうことでということですから、そのように。よかですかね。

このように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

△参考人招致の具体的な取扱い

次に、参考人招致の具体的な取り扱いについて御協議いただきたいと思います。

協議に当たっては、これまでの参考人招致の取り扱いを参考にしたいと思いますので、資料を配付いたします。

〔資料配付〕

○委員長（橋口博文）まず、審査時間についてですが、これまでは質疑を含めておおむね30分ほどとし、陳情趣旨の説明は冒頭におおむね

10分以内としておりますが、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） ないということですので、審査時間はおおむね30分ほどとし、陳情趣旨の説明は冒頭におおむね10分以内とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

△補助者の取扱い

○委員長（橋口博文） 次に、補助者の取り扱いについてですが、これまでは補助者の申し出があった場合に一人に限り認めることとし、手続上、委員会に諮って決定することとしておりますが、御意見はありませんか。

○委員（川添公貴） 今回、各種団体の陳情ではなく、自治会の陳情でありますので、補助者については自治会員に限って認めることであるべきだと思います。

というのは、自治会の総意で出されてありますので、自治会員の方の補助者のみ許可することで私は希望したいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） 自治会だからということで特別の扱いをする必要はないと。今まで団体内に限るとかそんなことしてるわけじゃないですから、自治会も団体ですから、今までどおりの慣例に従えばいいと思います。

○委員（川添公貴） 自由討議をお願いします。

○委員長（橋口博文） はい。

○委員（川添公貴） いろんな団体の方が陳情を出されるっていうことは、憲法に保障された請願権に基づいた陳情であって何人たりとも許されている、これは承知しております。したがって、それに類似する陳情でありますので、いろんな方の御意見を参酌するためにもいいだろうということなんです。自治会で——地区コミュニティ協議会の下にある自治会っていう団体で、申し込まれたのは初めてであります。自治会で出されたのは。

したがって、この要旨の中でも、52世帯を対象にアンケートを実施した。52世帯ですね。うち40世帯が回答があつて、29が賛成でありました。よって、陳情を出したということです。

ということは、この52世帯を代表する陳情でありますことから、この52世帯の方々の意見を広く聞くことが委員会の使命であると。ですから、補助者として、じゃあ、どこ大学の教授を連れてくるとか、本末転倒であります。住民の意見を聞くっていうのが委員会の趣旨であるんで。したがってこの52世帯、書かなかった人も含めて、きちっとこの自治会員であるべきだろうと私は思います。

以上です。

○委員長（橋口博文） はい、書記。

○書記（瀬戸口健一） それでは、補助者の関係でございますが、まず補助者につきましては、これまでお一人に限り認めてきております。補助者の方が発言とか、そのようなことは認められておりません。

従来、ほかの団体の陳情がありましたけども、その団体からの陳情のほうからも補助者が申し出がありました。その場合もその団体の会員といいますか、その団体の中から出していただいている方を補助者として認めてきている状況であります。

○委員（井上勝博） 私がさっき言ったのは、ほかの団体と違うやり方をする必要はないと言ってるわけ。補助者が団体に限ると今までもそげんしてるんであれば、別にそれは異論はありませんけど、特別扱いする必要はないと言ってることなんです。

じゃあ、それはもう確認してよろしいわけですね。今までも団体内で補助者を選んでいたと。

○委員長（橋口博文） そういう方向で取り組んできたということです。

○委員（川添公貴） 補助者をつけるのについて、この案件だけ特別扱いをしるっていう発言はしてないんでね。ただ自治会っていう初めての案件であるがゆえに、しっかりと自治会員の、自治会としての御意見を聞くにはその自治会員であるべきだろうということを言ったまでのことで、特別扱いをしるっていうことは井上委員に対しても言っていないし、そこはきっちりと整理していただきたい。

○委員（井上勝博） 論争するつもりはありませんけど。ただ、先ほど川添委員のほうから言われた、自治会はコミュニティの下団体であるというお話でしたけども、そういう認識はおかしいんじゃないかと思うんです。これはちょっとよく精

査した上で、発言のやっぱり取り消しをせんな、コミュニティとその自治会の関係っていうのは、そういう上下関係があるのかという誤解が出てくると思いますので、それは間違いだと思います。

○委員（川添公貴）自治会に加入してるっていうことは、地区コミュニティ協議会の組織の一員であって、下部組織と位置づけられてるのが事実であります。地区コミュニティ協議会を組織する一員であって、だからそういうことを言うだけで、訂正する必要もないし、しっかりとこれは自治制度、地区コミュニティ会制度を理解してればそういう意見は出ないと思います。ですから、しっかりと自治会と協力をして、地区コミュニティ協議会と協力をして、いろんな皆さんは議員活動をされている。そういう意味合いでいくと、しっかりとそこはわかってるはずですよ。

ですから、地区コミュニティ協議会の一員であるのが自治会なんで、単独的に地区コミュニティ協議会の外に、そこがあるっていうことは、今は薩摩川内市では一件もない。そこはしっかりと行いたいし、この本題に入る前の余計な自由討論です所以说っていただきましたけど、撤回する必要はないと思いますし、認識をしっかりと改めてほしい。

○委員（井上勝博）自治会の位置づけを言われているわけだから、当局にちゃんと確認してからにしないとだめですよ、これは。自治会がコミュニティの下であるというような話は聞いたことはないです。それは違う。

○委員長（橋口博文）今、書記の説明で、団体の中から補助者が出たときはそれは認めたけれども、そのほかは認めんっていうことで今まで進めてきておりますので、今回はその自治会の中で出された問題ですから、やっぱり自治会の中から出してもらうという方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、補助者の取り扱いについてですが、補助者の申し出があった場合に一人に限り認めることとし、手続上、委員会に諮って決定することとしておりますが、御意見はありませんか。

○委員（上野一誠）それでいいと思います。今、事務局が申し上げたとおり、補助者とは、一応、おいでいただいて参考人が仮に意見を求めたい場合に、補助者に意見を求めて確認とか等々の意見を伺うための補助者です。ですから取り扱い

はこれまで同じように進めてもらえばいいと思います。

○委員長（橋口博文）それじゃあ、そういうことでさせていただきたいと思います。

○委員（福元光一）今、上野委員の言われた参考人が補助者に意見を求めたときのための補助者ということが発言されたようだったんですけど。今さっき事務局が言うたのは、補助者の発言は認められていないってだったんで、そのところもう少し詳しく説明してください。

○委員長（橋口博文）それでは、書記。

○書記（瀬戸口健一）補助者の取り扱いですけども、参考人を補助する——あくまでも何かいろいろと参考人が発言する際に補助者のほうにちょっと確認して、いろいろと情報を、数値とかいろいろな話が出てきたときに、補助者のほうこういうふうに参加を補助する——という形で手助けするというふうな意味合いで位置づけているものであって、その補助者の方の発言は認められていないというふうに考えております。そのように取り扱ってきております。

○委員長（橋口博文）よかですか。

それでは、補助者の扱いは補助者の申し出があった場合、一人に限り認めることとし、手続上、委員会に諮って決定することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

△今後の審査（一括審査）の取扱い

○委員長（橋口博文）次に、本陳情の今後の審査の取り扱いについて確認いたします。

本委員会に付託している陳情については、これまで一括して審査を行っております。

ついては、本陳情も、今後は同様に一括して審査をしていきたいと思っております。

なお、既に付託されている陳情11件については、原子力規制庁の参考人招致を行うこととしておりますが、本陳情に関してもこれらの陳情と一括で審査をしていきますので、参考人招致の対象案件に加えたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ございませんので、そのように決定いたしました。

それでは、陳情第6号の審査の取り扱いは終了いたしました。

ここで、陳情第6号の審査を一時中止いたします。

△平成25年陳情第6号―陳情第15号、平成26年陳情第2号及び陳情第6号

○委員長（橋口博文）次は、平成25年受理分の陳情第6号から陳情第15号まで並びに平成26年受理分の陳情第2号及び陳情第6号の陳情12件を一括議題といたします。

△住民説明会の概要について

○委員長（橋口博文）それでは、住民説明会の概要についてに入ります。

当局に説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、（1）の住民説明会の概要について御説明いたしますので、別添資料の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

この資料は、鹿児島県が9月11日午後から公表したのですが、同日、議会にも情報提供として配付させていただきました。

まず、日程としましては、10月9日、第1回の薩摩川内市を皮切りに、10月15日さつま町の開催まで計5回で開催されます。そのうち第3回のいちき串木野市開催以外は、全て夕刻の開催となっております。

対象者も、本市の場合は市民限定ですが、他市での開催の場合は対象者の欄に記載のとおり対象自治体のUPZ圏内住民及び県民となっております。

申し込み期限は、下記に記載のとおり9月12日から25日までとなっており、メール、ファックスの場合は25日の午後5時必着、はがき等郵送の場合は9月25日の消印まで有効となっております。

あけていただきまして、裏面の2ページをお願いします。

上段にはそれぞれの申し込み方法が記載してありますが、本市開催の第1回のみ本市で受け付けを行い、その他の4会場への申し込みは鹿児島県への申し込みとなっております。申し込み先の下

には、注意事項といたしまして、申し込みは一人1会場1通までとなっていること、複数会場に申し込みますが、参加できるのは一人1会場となること、申し込み多数の場合はUPZ圏内住民を優先とし、抽選となる場合があること、参加決定者には、募集締め切り後事前に入場券を送付することが記載されております。

また、下段のその他には、入場券の譲渡はできないこと、また当日は身分証を御持参いただくことなどが記載されております。

以上で資料自体の説明は終わりますが、住民周知に関する本市の取り組みとしましては、9月10日の自治会文書発送にタイミング的に間に合いませんでしたので、この鹿児島県が作成しました案内チラシもしくは実施要領を、本庁、各支所、48の地区コミュニティセンターに11日の夕方までには備えつけをしまして、備えつけてある旨を12日から防災行政無線及びFMさつまさんだにより広報しております。あわせて、市のホームページにも掲載したところであります。

なお、本日午前中の段階で確認できた一般市民の申し込み状況としましては、現在約400件の申し込みをいただいているところです。

最後に、本日の資料としては準備しておりませんが、9月12日に経済産業大臣から鹿児島県知事に対し提出された再稼働へ向けた政府の方針に関する文書の写しを、同日、上田資源エネルギー庁長官より市長がいただきましたので、同日、議員の皆様には情報提供として配付させていただきました。この場をかりて御報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋口博文）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）コミュニティの会長から、コミュニティ会長には枠があると――会長はいわば申し込まなくても枠がありますというお話をされたということで聞いてるんですけど、この会長以外に枠ちゅうのはあるんですか。1,200の中で。ここは、何人は会長の枠、ここは誰の枠とかそういうのをつくってるんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）今、個別に御案内差し上げてますのは、市議会議員の方々、

あと市の原安協委員の方々、それと地区コミュニティ協議会長の方々というところに個別に御案内を差し上げてるところです。

以上です。

○委員（井上勝博）今、市議会議員は26人、そしてコミュニティ会長が何人ってあるでしょう。もう一つの原安っていうのがちょっと聞き取れなくて、どういう意味ですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）市の原子力安全対策連絡協議会で地区コミュニティ会長も半分以上は、ちょっと併任といいますか重なってますので、そういった方にも御案内は差し上げております。

○委員（井上勝博）会場は1,200のうち、この市議会議員、原子力関係、コミ会長、この枠があるということで、それを差し引いて一般公募ということになるわけですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）そうですね。また、行政機関等も若干ございますし、当日は多分マスコミのほうも若干は入れないと、いうのもありますので、そういったところがありまして、一般公募自体でいいますと1,000名以上は確保できるんじゃないか——枠としては1,000名程度は確保できるんじゃないか、ということでは考えておりますが、申し込み状況を見ながら市民のほうをなるべく優先したいというのがございますので、その申し込みを締め切った段階でいろんな調整をしたいと思っております。

以上です。

○委員（井上勝博）私もメールで申し込んだんですけども、ちょっと心配なのは、メールが届いているのかなっていうふうな、全く何もないわけです。反応がないわけです。だから、問い合わせればわかることなんだけど、一般の人でもメールを送って、そういったことに不安っていうか、締め切りが過ぎてしまってから後で問い合わせしたら届いてませんでしたっていうお話にならないようにすべきじゃないかと思うんですが。このメールが来たらそれを返すとかそういうことはできてないんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）申し込みがあった分に一件一件お返事を出してるということは今やっておりますし、今後もそれはちゃんとやる予定はございません。

○委員（井上勝博）問い合わせをすれば、大丈

夫ですよということは返ってくるわけですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）はい。これまでも一、二件ぐらい問い合わせはありましたので、すぐめくるような形とか、申し込みもいっぱいありますので、その中で確認してお返事はしてる状態です。

○委員（井上勝博）当日、アンケートを会場でとるというようなことで前からあったわけですけども。そのアンケートはどういうものかっていうのは公表はできないんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）アンケートは、鹿児島県のほうが5会場共通でとられるということで聞いております。アンケートの項目内容についてはまだ決まってないというふうに聞いておりますが、規制庁側の説明会用の資料ができ上がらないとアンケート票自体もでき上がらないのではないかと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博）こういう説明会をやります。アンケートをとられて、そのアンケートの結果というのはどのようにされるんですか。公開をされるんですか。その結果については、納得できた、納得できなかったとか、そういうものについても反映される仕組みになってるんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）その結果の公表とかそういうことに関しましては、まだ鹿児島県のほうに確認しておりませんので、ここで私のほうから御答弁できるものはございません。

以上です。

○委員（井上勝博）あと、身分を証明するものを御持参くださいというふうになってます。選挙のときには、整理券みたいなやつを持っていけば、特に生年月日か何か確認して大丈夫だったと思うんです。身分証明証を持っていく必要があるんだろうかと——選挙のときできるわけだから、そういう方式でやれば本人確認はできるんじゃないかと、思うんです。身分証明書を忘れたっていう人が出てくる可能性もあるのでそういうことを言ってるわけですが。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）今回の場合、特に顔写真つきの身分証にこだわってるわけではなく、保険証等そういったものでも構わないんですが、言われるとおりの何らかの方法で確認できれば、忘れたからといって帰らなさいということとはなかなか言えない部分もあると思いますので。

ただ、今ここでいろいろ言ってしまいますと、もうそれでいいんだというふうに思われがちになりますので、基本的には何らかの身分証を持ってきたいただいて、はがきと確認をさしていただきたいということで御連絡差し上げるつもりであります。

○委員長（橋口博文）ほかにないですか。

○委員（佃 昌樹）事務局へちょっとお尋ねしたいんですが、委員長を含めて、10月9日以前に規制委員会の参考人招致はしていただかないか、と思ってるんです。

というのは、このチラシにも書いてあるんですが、説明が1時間、そして質問等については30分ということで、質問等があるとなると、我々が質問をするということは一般の人に対しては非常に迷惑な話なんです。おわかりだと思います。だから、可能な限り質問は控えたいと思います。説明会では。だから、ここに参考人招致をできるだけ早い時期にやっていただかないと混乱をする原因になりますので、重々そのことについては配慮をしていただいて、説明会前にやっていただきたいと思います。いいですか。

○委員長（橋口博文）説明会前までに終わるように、そのように努力をして参りますので。

○委員（佃 昌樹）努力じゃなくて、してもらいにゃ困るんです。努力をしてできませんでしたじゃ、会場でせんならんことになるから。

○副委員長（成川幸太郎）今の佃委員の質問なんですが、私も正副委員長会議でその分は十二分に、おくれるようなことがあったらいかんと。我々の特別委員会の意義さなくなってしまうんで、とにかく説明会があるまでにはやっぱり来ていただくような段取りをとるように規制庁とも交渉してくれっていうことは申し入れておりますので、そうなると確信をしております。

○委員（佃 昌樹）よくわかりました。

○委員長（橋口博文）よかですね。

○委員（佃 昌樹）FM放送やら防災無線等で盛んに宣伝はしているけれども、今の状況で400人ということなんですが、極めて少ないんじゃないかなという気がします。

まず、新規制基準って難しい言葉で、適合性審査結果によって、一般の人はわかりませんよ、これ。よっぽど我々の、ここみたいにいろんな議論してるならともかくけど、何のこっじゃ、こりゃ

っていうのが一般的な人たちです。

だから、県に全部お任せになってると思うんです。薩摩川内市が言える部分、押し込んでいける部分がやっぱりなくちゃいけないと思ってるんです。規制基準で、何を説明するのか、どんなことを説明するのかの簡単に書いたところも1行もないわけ。これじゃあ、表題だけ見て何のこっじゃわからんからもう行かんというのは出てくるのは当たり前です。400人というのは当たりのことです。

だから、こんな数じゃなくて。やっぱりある程度——薩摩川内市として、地元ですから地元として、これについて賛同できるのかできないのかというのは大きな問題です——どんな説明の内容なのか、説明の簡単なものでいいんです。簡単なものでいいけれども、そういったことが抜け落ちているから一般の人にとっては非常に抵抗を感じていると思ってるんです。その辺のところを今後どういう対策をしようとしているのか、ちょっと行政としての対応をお聞きしたいと思います。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）また、住民の広報につきましては、週明けにFMさつまさんだい等を利用させていただいたり、また防災行政無線でもまた再度放送するような形は今計画しております。

以上です。

○危機管理監（新屋義文）委員おっしゃるとおり、適合性審査結果に係る住民説明会ということですが、審査にかかわる——ある程度どういう基準があってどういう判断がされたかっていうそういう文章的な——ところも広報の文の中に入れながら広報できたらというふうに考えております。

以上です。

○委員（佃 昌樹）わかりやすくしなければいけないと思います。ただ、皆さんが知りたいのは、安全性の問題、避難がどうしてなくなったんだろうとかいっぱい出てくると思うんです。だから、やっぱり丁寧にその辺りのところは説明をしていただきたいのと、広報をしていただきたいなと思います。

関連して、今、避難の問題をちょっと。次に避難のものは出てくるけれども、避難に関する説明会っていうのは一応考えられているのかいないのか。いるとすれば、どういう時点でどの規模でや

るのか、そうした話は既に県や国との折衝はできているのかどうなのか。必ず出るんです。必ず出るから言う、出ないわけじゃない。必ず出ます。だから、それをどうなってるか教えてちょうだい。

○防災安全課長（角島 栄） 現在のところ、避難についての説明会については計画はしていないんですが。現在各自治会のほうに文書をお配りしまして、自治会の出前講座が現在、毎週末、二、三カ所ずつ入っている状況ですので、その出前講座のほうで住民には説明してまいりたいと、今のところは考えているところです。

以上です。

○委員（佃 昌樹） いや、そのレベルの問題じゃないんです、私が言ってるのは。やっぱり、これは防災計画は内閣府の仕事ですよね。だから、今回派遣される人も内閣府の防災の併任ちゅうことで派遣をされてくるわけです。だから、内閣府が出てきて、きちんと規制委員会が出てくると同じように国の機関、内閣府の地域防災計画を担当してるところが出てきてきちんと説明をするのかって聞いているんです。

○防災安全課長（角島 栄） 現在のところ、そういう計画はございません。地域防災計画等については、県、市の責任で作成するという事になっておりますので、今回派遣されてる職員のほうからの説明というのは、現在計画はしておりません。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 私たちのところは立地自治体ですから、あくまでもそれを忘れてもらっては困ります。だから、そういった特殊性に鑑みて、やっぱり一方の地域防災計画についてはきちんと国が説明をするように働きかけるのもあなた方の仕事じゃないでしょうか。そういうふうに思います。それを市民の皆さんは期待をしているわけです。要望ということになるかもしれませんが、要望よりは強いんです。しなければ、ねばならないと思ってるんです。だから、それに答えるように今後お願いをしたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） 説明会は、この資料の中ではちょっと見当たらないんですが、時間的にはたしか1時間半ぐらいとなっておりますね。この中で質疑時間というのはどのぐらい設けてますか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 今、おお

むねの想定としては、説明1時間、質疑応答30分というふうに聞いてますが、まだ規制庁側の説明資料が確定しておりませんので、説明がそれより短くなるのか長くなるのかというところがまだはっきりわかりません。

以上です。

○委員（井上勝博） 説明会というのは何のためにやるのかというと、やはり原発に不安を持っている市民のそういう疑問に答えていくという中身になってると思うんです。

先ほど紹介がありました小淵経産大臣の文書、この文書の中にも説明をきちっと、政府として責任を持つというふうなことを書いてあったわけですけども。わずか30分という質疑時間で、住民の納得を得られるというふうには、これは物理的にそうはならないだろうと思うんです。その辺についてはどのようにお考えですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 今、基本的には時間設定をしてありますので、そのとき、そのとき、その会場の状況によって若干は異なると思います。

以上です。

○委員（井上勝博） わずか30分という質疑時間で、結局、住民に丁寧に説明というふうになるんだろうかということを言ってるんです。その辺はどうお考えですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） そのときの説明の仕方、説明内容、そのときの状況によってやっぱり異なってくると思いますので、その雰囲気を見てみないと、今ここでどうだこうだということは私のほうからはちょっと申し上げにくい部分があります。

○委員（井上勝博） どう考えても30分という短い時間で、会場は1,200人という人たちが集まる中で質疑に答えることは不可能なんじゃないかと、必ずもう時間になりましたので締め切りますと、挙手されている方がいらっしゃったとしても恐らくそういうことになるだろうと思うんです。前回、避難計画の川内文化ホールでの説明会やったときも同様のことが起こったわけですけども。ですからそういうことはあり得ること、もう非常に高い確率であり得ることですよね。その辺について当局の側としては、それで説明は済みましたというふうに済ませるつもりなのかということなんですよね。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）ですので、当日の状況にもよりますが、前回の防災計画のときの質問、答弁の仕方をちょっと反省を踏まえまして、やはり質問者にも端的に質問していただく、回答者にも端的にといいですか、丁寧に答えていただくという。前回の地域防災計画の説明会に関しては、個人の方が5分、10分、15分というように、少し演説的になってらっしゃるところもありましたので、そういった部分も整理しながらスムーズな進行をしていければと思っております。

以上です。

○委員（井上勝博）私が言っているのは、幾ら質問者の質問が端的になったとしても、回答者の質問が短くなったとしても、しかし、1,200人の方々が集まる中でわずか30分の質疑で、住民への説明はきちっとやりましたというふうに言えるんだろうかということを知っているんですよ。そのときの会場の雰囲気ですということはあり得るんですか。私はあり得ないと、たった30分の質疑で住民の説明に責任を負いましたというふうに言えないんじゃないかというふうに思うんです。そこをやっぱり当局に問いたいと思うんです。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）一応基本的な時間割的なものが今設定されておりますので、そのときの会場の雰囲気、状況によって若干の増減といいますか、その時間帯は変更はあると思っております。

以上です。

○委員（井上勝博）若干の時間の変更だけで1,200人の人たちに十分に説明をしたというふうになるんだろうかと、そういうことを言っているんです。だから、そうはならないだろうということであれば、そういうふうにならないだろうと言えばいいことであって、私はならないと思うんです。それはもう決められたことだからと、県が決めたことだからということでは市としてはそれでいいのかと。

○危機管理監（新屋義文）先ほど井上委員のほうから避難計画の川内文化ホールでの対応をおっしゃいましたが、当初9時の予定が9時45分までさせていただきました。その分については進行的なまずい点等もあったのかなと思いますが、やはり室長が言ってますように、手がたくさんあがっていた中で、打ち切るというのが、そういう対

応がどうだろうかというのは、ちょっとその辺の、そのときの状況によって判断をしていかないといけないという部分では考えております。

以上です。

○委員（川添公貴）今回、説明会の時間がきっちりと決められているということは重要だろうと。先ほど佃委員もおっしゃったように、有効に説明があって、有効な質疑応答がある1時間30分ということをお示しされているわけです。前回のその避難計画、それから3号機のときもそうだったんですけど、ある特定の方が延々と持論を演説をずっとされて、ほかは手をあげていらっしゃる方が質問できない状況が多かったんです。

ですから、今回お願いしたいのは、質疑応答の時間の中で、先ほども答弁の中でちょっと触れられたですけど、もう応募した時点で質問する内容は考えていらっしゃるでしょうから、きちっと整理をして一人2分ぐらいで取りまとめていくというような形をされれば、多くの広く意見をすえるだろうと。効率よく思っているんで、そこ辺の整備をきっちりと準備をしていただきたいということと、これは賛否を問う説明会じゃないんで、審査書の中身についてどう審査したのか、どういう結果を出したのかという説明会なので、そこをはき違えないようにしないといけない。だから、審査書をどういう審査をしたのか、そこも広く市民の方々に、どういう審査をしましたよ、どういう結果でしたよというのの説明会なんで、それを踏まえてどう考えられるんですかというステップなんです。そこを今後はきっちりと広報していく必要があるだろうと。

確かにホームページでも1日置きぐらい、3日置きぐらいにどんどんどんどんアップをされています。いつでもトップに出てきますんで、それはもう十分感心してるんですけど。広報でも防災無線でも2回ですか、やられて。ですから、広く広報して、それでもそういう、今言ったように判断をする材料として、どういうことがあったのかというのを知り得る機会として、説明会に聞きに来てほしいのが第一。第二が、その中で疑問について整理をしていただきたいということを広く進めていってほしい。前の経験からいくと、そういう具合に進めてほしいと思います。

それから、時間設定なんですけど、ああいう1,200の大きな広い場になると、多分消防法の

規定があると思うんです。消防法の関係で何時までに全館空にしなきゃいけないという消防法の法律があるんで、そこも十分参酌しながら運営されるように、国に、県に要望されるようお願いをしておきたいと思います。

以上です。何かありましたら。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 当日、スムーズなといいますか、進行ができるように鹿児島県のほうともそういった御意見を踏まえながら十分調整していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（橋口博文） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 質疑はないと認めます。

△避難計画の充実・強化支援に係る国派遣職員について

○委員長（橋口博文） 次に、避難計画の充実・強化支援に係る国派遣職員についてに入ります。

当局に説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄） それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。

委員会資料の3ページをごらんください。

（2）避難計画の充実・強化支援に係る国からの派遣職員についてでございますが、まず、アとしまして、派遣者につきましては、資料の派遣者名簿にございますように、内閣府を併任で5名の職員が派遣されております。この5名の職員につきましては、鹿児島県と薩摩川内市に派遣と、新聞・テレビ等では報道されておりますが、鹿児島市と薩摩川内市を拠点としまして、関係市町の避難計画の充実・強化支援等に当たるものでございます。

次に、業務内容としましては3点ほど示しておりますが、1点目に、地域防災計画・避難計画に係る立地自治体等の要望等の把握、また2点目に、地域防災計画・避難計画に係る立地自治体等の課題等への支援、また3点目には、関係省庁・県立地自治体等との調整となっております。

なお、国の支援につきましては、昨年9月3日に国の原子力防災会議の中で、地域の防災計画の充実化を支援することとして、原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキングチームを設置しております。またその中では、関

係省庁とともに関係道府県、市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援するための協議も進めているところでございます。

また、原子力防災会議では、地域防災計画・避難計画の充実化の内容、進捗状況を順次確認する取り組みを行うとしていることから、今回の人的支援については、その一環としての派遣されたものと認識しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（橋口博文） ただいま当局からの説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（佃 昌樹） この国の派遣されているこの方々の任期はいつまでですか、派遣期限。

○防災安全課長（角島 栄） 任期については、確認したところ、まだ決まっていないというのは確認しております。

○委員（佃 昌樹） ああ、そうですか。

○防災安全課長（角島 栄） はい。

○委員（佃 昌樹） 特命を帯びてきているわけですよ。その特命のうちが、この三つ、ここに書いてある。だから、薩摩川内市としての要望はもう既にでき上がっているのかどうか、課題は何であるかということも既にでき上がっているのかどうか、それから調整について、何をどう調整したらいいのか、その辺のところもきちんともうでき上がっているのかどうか、そこを聞きたい。

○防災安全課長（角島 栄） 県の職員の方と協議した中では、何を要望するかというのは、現在のところ市としましては、避難用のバスの確保とか、災害時の行動要支援者の車両の確保、または在宅の災害時要支援者の避難先の対応、または受け入れ自治体を含めた協議の場を設けてほしいとか、あとはスクリーニングの場所の決定を早急にしていいただきたい、こういうものの課題、または調整をしていただきたいということで国にはお願いしているところでございます。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 当然、国からこういった特命を受けて来ているわけで、立地自治体の要求や要望がやっぱり貫徹されなければ、成立しなければ、彼らは仕事をしたことにならないので、きちんとした要求要望をやって、課題解決にきちんと役立てていただきたいなと思います。あくまでも机上プランを提示したって、もう上げ底と一緒に

なりますから、すぐばれてしまいます。机上プランでないものをきちっと提示をできるように、特に立地自治体だから、もうそれを忘れないでほしい。それだけです。

○委員長（橋口博文）ほかにありませんか。

○委員（川添公貴）確認なんですけど、派遣された方々は原子力防災担当参事官以下、原子力災害の関係者の方々だけなんですけど、業務内容として、地域防災計画が含まれております。ごく一般的に地域防災計画というのは風水害、台風、それからいろんな複合災害等々が含まれるだろうと私は考えるんですが。今回、この地域防災計画と避難計画は当然原子力災害における避難計画だろうと思うんですけど、これが二つが目的とされているんで、その全てを含んだいろんな計画を一緒になってつくっていかれる、要望を聞かれるという方向性なのかどうかです。

例えば、いろんな複合災害に陥った場合とかいうことも考えられます。だから、そういう面まで含めて防災計画として自治体の支援をされていかれるのか、原子力の避難計画だけに特化したものなのかどうかです。この文書から行くと、私は特化したものじゃなくて、この薩摩川内市という自治体の総合的な防災計画をつくっていくのが目的だろうと思うんですが、どのように解しているのか説明ください。

○危機管理監（新屋義文）今回、原子力防災会議の一環として派遣されておりますので、基本的には原子力防災計画・避難計画の充実化に向けた支援ということで来ていらっしゃると思います。ただし、福島県でありましたように、複合災害という部分の調整というのは、そういう部分は残っていると思っておりますので、例えば災害時の防災関係機関のうち実動部隊、例えば自衛隊、海保等々との調整という部分については、やはり対応していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（井上勝博）今回、先ほどの小渕経済産業大臣が出した文書の中で、万が一の事故のときには政府が責任を負うということを書いてあるんです。これを見て、やはり福島県の人には怒るだろうと思うんです。福島県の人たちには責任を持ってないじゃないですか、国は。それで政府は事故が起きたときに、万が一の事故が起きたときにどこまで責任を負うというふうに考えているのか、

そこについては何か聞かれていることはありますか。

○危機管理監（新屋義文）もう文面にあるとおりの解釈で考えております。

以上です。

○委員（井上勝博）まあ漠然としているわけです。だから、やっぱり原発の事故の場合というのは、非常に長期的な避難になるということで、自殺者も多くなっているということがわかってきているわけですが。国が責任を負うという場合に、一体どこまで責任を負うのかということとは明らかにしていただきたいと、当局にお願いしたいと思います。

○委員長（橋口博文）要望ですね。

○委員（上野一誠）前から、やはり国がこういう姿勢でかわっていくということは、もう早い段階からしてほしいというふうに個人的には思っていました。内閣府も一応いろいろ委員会を開かれて、そして一応この川内原子力発電所の避難計画についての方向性を確認されながら、そしてさらに鹿児島県に5人の派遣がされた。経済産業省、5人が派遣されたということは、非常に重要な意味を成すというふうに思っていると思うんです。

それで、再稼働の先陣を切る中で、やっぱり避難計画は再稼働等条件にしないというものの、やっぱりひとしくこれらは十分検討していかなくやならない大きな課題であると思います。そういう意味では、やはりこういう職員の方が派遣されたことは、非常に立地自治体としては大きな意味があるというふうに思っています。

詳細はまだこれからいろんな調整等々を含めて課題はあるというふうに思っています。そういう意味では、この職員の人たちが、県国を含めて、調整役も含めて、先陣を切るこの方向性を決める意味でも、住民にしっかりとした避難計画の最終形態を示していくということが大きな役割であると思ってますし、そういう意味では、いろいろ担当部署も含めて、るる、いろんなことについても地域の課題をぶつけていただいて、避難計画は一自治体ではできませんので、県国を含めて、この薩摩川内市の避難計画は、ひとつ先陣を切った地域だけの、なるほどそういう避難計画を仕上げたかというものに私は仕上げてほしいというふうに思っています。

そういう意味では、期待も大きくしております

ので、いろいろと積極的な避難計画の作成のためにこの職員の皆さん方がかかわっていただくことを大いに期待したいというふうに思います。

○委員（佃 昌樹）最後に、私が本会議で再々質問をした責任の所在というのについて。今回経済産業大臣から文書が出ました。これには、法律に従って責任を持ちますと書いてある。法律の範囲内で責任を持ちますと。法律の範囲内には、政府の責任というのは支援とか、関与とかいろいろあるんですが、最終的に責任を持ちますという文言はありません。

したがって、法律で決められた支援とか関与とか指導とか、そういったことは責任を持ってやるけれども、例えば被曝を受けた人の後々の問題とか、そういったものについて最終的なところまでの責任はとなったら、これはありませんから曖昧です。ぜひその辺のところも、危機監理監を初め、よく調べてみてください。初めからずっと政府が責任を持つというふうに思うのと、責任はある程度限界があって、ここまでしか責任は政府は持たないなというふうに思うのと対応が随分違いますので、その辺のところはちゃんと研究していただきたいと思います。

以上です。

○委員（川添公貴）避難計画について先ほど質問して、大体、複合災害とか含めて話をしたんですが、基本として、原子炉を動かす問題と避難計画とは全く別問題であると私は考えています。したがって、じっくりと今佃委員もおっしゃったように、いろんなことを想定して、じっくりと腰を据えて避難計画はつくっていただきたい。結局、複合災害のことも考えながらやっていただきたい。そうしてもらいたい。そういう形で時間かけてもらいたい。

ただし、稼働と避難計画は全く別問題ですので、ですから、しっかりとそこは腰を据えて今後やっていってもらいたいという質問であります。

ですから、短期間で終わったよねということではなくて、長期的にしっかりと腰を据えていただきたい。これは私の意見です。

以上です。

○委員長（橋口博文）ただいま3名の方々から避難計画を充実したものにやってくれということでありますから、大変ですけれども、やっぱり一番先に再稼働の問題が出てきておりますし、そう

いう関係から、模範となるような避難計画ができるように職員の方も頑張っていただきたいと思います。

それじゃ、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

以上で、本日の陳情に係る審査は、全て終了いたしました。

それでは、ここで陳情12件の取り扱いについて申し上げます。25日に陳情第6号の陳情者の参考人招致を行いますので、本日の陳情審査はここまでとし、陳情12件の審査を一時中止いたします。

△閉 会

○委員長（橋口博文）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで本日の委員会を閉会いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 1 0 号	受理年月日	平成 2 6 年 1 0 月 2 日
件 名	川内原発再稼働に反対する意見書提出に関する陳情書		
陳 情 者	薩摩川内市宮崎町 1 4 7 7 番地 5 川内原発再稼働に反対する全国自治体議員の会 共同代表 松田 勝美		
要 旨			
2 0 1 1 年 3 月 の東京電力福島第一原発事故により、「原発安全神話」が崩れた。その後、全ての原発が停止となり、原発がなくとも電気が足りることも分かった。そして、この過酷な事故に際して、住民の命と暮らしを守る自治体の役割が重大なことが明らかになった。 今、全国の全ての原発が止まっている中で、再稼働の一番手として、九州電力川内原発の再稼働が急がれている。しかし、未だ原発事故の原因究明も終わらず、約 1 3 万人もの住民が避難したままの福島第一原発事故の教訓は何ら生かされていない。大地震・大津波、そして川内原発に特有な火山の噴火や火砕流という想定できる大災害に、何一つ対応策がないままである。しかも、大災害とそれに伴う原発事故における住民の避難計画は、3 0 キロ圏内自治体を含め安全な場所に避難できず、全く現実性のないものとなっている。 近年、日本では全国各地で想定外の大災害に見舞われている。その上、全国には、くまなく原発がある。最も危険な立地にある川内原発の再稼働を許せば、全国各地の原発が次々と再稼働に向かう。それは、私たち自治体議員・市民にとって人ごとではない。住民の命と安全を守る責任から、何としても川内原発の再稼働を止めなければならない。 ついては、以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情する。 記 住民の命と暮らしの安全を守るべき自治体議会の責任として、薩摩川内市議会から政府及び関係機関に対し、川内原発再稼働に反対する意見書の提出を求める。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 橋 口 博 文